相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県揖斐郡揖斐川町市場一四八八番地、最後の住所岐阜県揖斐郡揖斐川町市場九五四番地　被相続人　亡　伊藤　旭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十三日

岐阜県安八郡安八町南今ケ渕三三七番地

相続財産管理人　弁護士　藤井　慎哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区鴨江二丁目一五〇六番地二、最後の住所名古屋市守山区大牧町二番三号ナビシティ牛牧一〇〇二号　被相続人　亡　伊達　充博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十三日

名古屋市東区葵三―二三―三第一四オーシャンビル九〇六号室林友信法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　友信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京丹後市峰山町鱒留六九二番地、最後の住所京都府南丹市園部町美園町五号八番地七　被相続人　亡　笠次　節哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十三日

事務所京都市中京区高倉通二条下ル瓦町五五五―一　あかね法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　雄大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市津之江町三丁目一番、最後の住所大阪府高槻市津之江町三丁目一番一二号　被相続人　亡　川端　延昌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十三日

事務所京都市中京区高倉通二条下ル瓦町五五五―一　あかね法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　雄大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市津之江町三丁目一番、最後の住所大阪府高槻市津之江町三丁目一番一二号　被相続人　亡　川端　延昌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十三日

大阪府大阪市北区西天満四丁目八番二号北ビル本館二階二〇一

相続財産管理人　弁護士　髙橋　敏信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市此花区伝法二丁目二番、最後の住所大阪府大阪市此花区伝法二丁目二番一―五一号　被相続人　亡　明石　道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十三日

大阪市北区豊崎三―二―一　淀川五番館七階　相続財産管理人　弁護士　中西　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市旭区高殿五丁目一五番地、最後の住所大阪府東大阪市新喜多二丁目六番二七―四〇三一号　被相続人　亡　熊谷　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十三日

大阪市北区西天満一丁目八番九号ヴィークタワーOSAKA一九〇三

相続財産管理人　弁護士　川本　哲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府寝屋川市楠根北町三番、最後の住所大阪府寝屋川市楠根北町三番七号　被相続人　亡　濱岡　一寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十三日

大阪市中央区道修町二丁目二番六号後藤ビル九階

相続財産管理人　弁護士　江後　利幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県鳴門市鳴門町高島字中島四八番地、最後の住所大阪市住吉区苅田四丁目一二番六―四〇六号　被相続人　亡　石川　正昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十三日

大阪市北区南森町一丁目三番二七号南森町丸井ビル八階

相続財産管理人　弁護士　小島　幸保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区大山東町四〇番地、最後の住所大阪市大正区千島二丁目四番四―九二一号　被相続人　亡　伊藤　英二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十三日

大阪市中央区平野町一丁目八番一五号マルイト平野町ビル三階樹陽法律事務所

相続財産管理人　弁護士　牧　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所奈良市都祁友田町一四三七番地　被相続人　亡　中村　賢作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十三日

奈良市学園大和町四丁目二三三番地

相続財産管理人　丸山　朝子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区渋谷二丁目六番地、最後の住所広島県福山市蔵王町三四四二番地一　被相続人　亡　日角　賢二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十三日

事務所広島市中区上八丁堀五番五号一階

相続財産管理人　弁護士　福永　孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市御幸町大字中津原九六三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　猪原　克己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十三日

事務所広島県福山市西町二丁目一〇番一号福山商工会議所ビル五階

相続財産管理人　弁護士　成田　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県豊浦郡豊北町大字神田三九三七番地、最後の住所福岡県筑紫野市大字石崎二八四―五　被相続人　亡　島村　惣一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十三日

福岡市中央区荒戸三丁目二番四四号

相続財産管理人　堤　朗子

第21期決算公告　平成25年9月13日

茨城県筑西市桑山2612番地2

株式会社富士通テレコムネットワークス光和

代表取締役　渡辺　利彦

貸借対照表の要旨（平成25年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	526,922
	固定資産	158,064
	合計	684,986
負債及び純資産の部	流動負債	248,540
	固定負債	169,117
	株主資本	267,328
	資本金	60,000
	利益剰余金	207,328
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	192,328
	（うち当期純利益）	(81,561)
	合計	684,986